

福県医発第 921 号 (総) F
平成 17 年 8 月 8 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘

医薬品・医療機器安全性情報報告制度の
啓発ポスターの配布について

標記制度につきましては、厚生労働省が医薬品や医療用具による健康被害の再発防止を目的として平成 9 年 7 月に発足させており、貴医師会におかれましても、報告用紙の配布等ご協力をいただいているところでありますが、本年度も引き続き実施されますので、昨年同様ご協力くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、薬事法の趣旨の普及を図るため、啓発ポスターを作成し、報告用紙とともに厚生労働省から近日中に、貴医師会宛直接送付されますので、各医療機関へご配布いただき、本制度について会員への協力要請方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

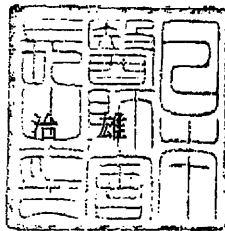
担当理事 島田昇二郎・永田正和



平成 17 年 8 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植 松



医薬品・医療機器安全性情報報告制度の啓発ポスターの配布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課長より本会に対し、「医薬品・医療機器安全性情報報告制度」への協力依頼がありました。

医療機関等は、薬事法に基づき、医薬品又は医療機器について、副作用等の発生を知った場合において、必要があると認めるときに、厚生労働大臣に対し、副作用等を報告することになっておりますが、本件は、この薬事法の趣旨の普及を図るため、啓発ポスターを作成し、報告用紙とともに全国の医療機関等へ配布するものであります。

これらのポスター等に関しましては、昨年同様近日中に厚生労働省より都道府県医師会および郡市区医師会に送付され、郡市区医師会を通して会員の医療機関へ配布されることになっております。

つきましては、貴会におかれましては、本制度の趣旨をご理解賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会並びに会員への協力依頼方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

